

豊島区立池袋第一小学校  
改築基本構想・基本計画

平成29年9月

豊島区教育委員会

# 目 次

第1章 学校改築に関する動向・状況 .....	1
第2章 池袋第一小学校の現況及び周辺状況 .....	2
1. 学校の現況 .....	2
(1) 所在地 .....	2
(2) 通学区域 .....	2
(3) 児童数の推移等 .....	3
(4) 学校施設の概要 .....	4
(5) ひばりがや広場の概要と活用 .....	4
3. 学校周辺の状況 .....	5
第3章 改築の条件 .....	6
1. 地域地区の条件 .....	6
2. 仮校舎 .....	6
第4章 基本構想 .....	7
1. コンセプト .....	7
2. 基本方針 .....	7
(1) 「児童のため」を第一に考えた学校 .....	7
(2) 地域とのつながりを大切にしたい学校 .....	8
(3) 木造住宅密集地域に位置することを考えた学校 .....	9
第5章 基本計画 .....	10
1. 学校規模 .....	10
2. 施設の構成 .....	10
(1) 校舎（普通教室の規模を 64 m <sup>2</sup> （8m×8m）とした場合） .....	10
(2) 体育施設 .....	12
3. 施設整備計画 .....	13
(1) 全体計画 .....	13
(2) 普通教室・特別教室等 .....	17
(3) 管理諸室等 .....	20

(4) 子どもスキップ .....	22
(5) 給食関係諸室.....	22
(6) 共用部・屋上.....	24
(7) 体育施設及び外構.....	26
4. 配置計画 .....	28
(1) 配置案A (校舎面積を確保する) 運動場とひばりがや広場を体育館で接続する ....	29
(2) 配置案B (校舎面積を確保する) 校舎を南側に集約する .....	30
(3) 配置案C (校舎面積を確保する) 校舎を北側に集約する .....	31
(4) 配置案H (運動場面積及び緑地帯を確保する) 運動場とひばりがや広場を体育館で接続する ..	32
(5) 配置案K (運動場面積及び緑地帯を確保する) 校舎を南側に集約する .....	33
(6) 配置案L (運動場面積及び緑地帯を確保する) 現在の配置に近づける .....	34
5. 今後のスケジュール (予定) .....	35

## 第1章 学校改築に関する動向・状況

豊島区立小・中学校は、施設の老朽化が著しく、また、教育内容や方法の多様化、情報化や環境対策等の社会情勢の変化に対応するためにも、計画的かつ効率的な学校改築が不可欠な状況となっています。

豊島区では、平成20年7月に「豊島区立小・中学校改築計画」を策定し、30年間の計画期間を前期・中期・後期の3期に分け、前期10年間（平成20年度～29年度）で6校の改築を進めてきました。平成26年3月には、同計画を改訂（第一次）し、中期計画の一部として2校を改築する計画としました（下表【豊島区立小・中学校改築計画（第一次改訂）の前期・中期計画】参照）。

池袋第一小学校は、中期計画の最初の学校として、平成30～31年度にかけて基本設計及び実施設計、平成32年度から建設開始、平成34年8月に新校舎開校のスケジュールで進めています。

改築するにあたり、地域や保護者の方等と協働して学校づくりを行うため、平成27年4月から地域住民やPTA等で構成する「池袋第一小学校の建替え等を考える会（以下、考える会）」が設立され、検討・協議が行われてきました。そして、平成29年6月には、建替えに対する様々な思いをまとめた『池袋第一小学校建替えに関する提言書』が豊島区に提出されました。

この『池袋第一小学校改築基本構想・基本計画』は、考える会からの提言を踏まえ、「池袋第一小学校改築」の基本的な方針を示すものです。

【豊島区立小・中学校改築計画（第一次改訂）の前期・中期計画】

平成29年9月現在

No.	学校名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2024
1	西池袋中	基本・実施設計		工事 (仮校舎：旧真和中)															
2	目白小			基本・実施設計		工事 (仮校舎：旧真和中)													
3	池袋第三小					基本・実施設計		工事 (仮校舎：旧真和中)											
4	校舎併設 型小中 連携校					基本・実施設計				校庭工事									
	池袋中校地 池袋第二小校地 又成小校地					基本・実施設計		工事 (防災ひろば敷地含む) 池袋本町小 開校 (仮校舎：又成小)											
5	巣鴨北中							基本・実施設計		工事 (仮校舎：旧朝日中)									
6	池袋第一小											基本・実施設計		工事 (仮校舎：旧文成小)					
7	千川中													基本・実施設計		工事 (仮校舎：旧真和中)			
	仮校舎[旧真和中]	設計	工事	西池袋中仮校舎		目白小仮校舎		池袋第三小仮校舎		にしすがも創造舎 心臓センター		未定	設計	工事	千川中仮校舎				
	仮校舎[旧文成小]							池袋本町小学校		設計	工事	池袋第一小仮校舎		未定					

## 第2章 池袋第一小学校の現況及び周辺状況

### 1. 学校の現況

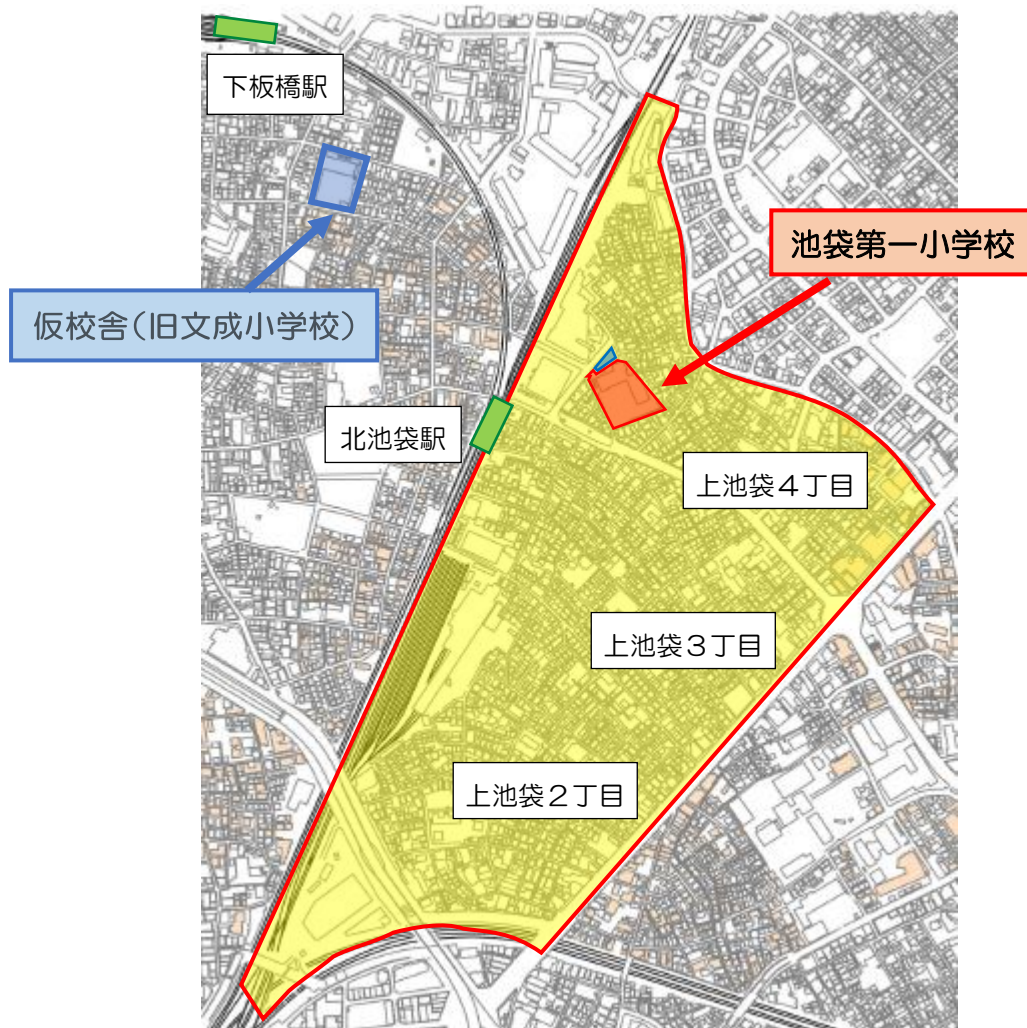
#### (1) 所在地

豊島区上池袋四丁目 28 番 1 号

#### (2) 通学区域

上池袋 2 丁目全域、上池袋 3 丁目全域、上池袋 4 丁目全域

【通学区域図】



### (3) 児童数の推移等

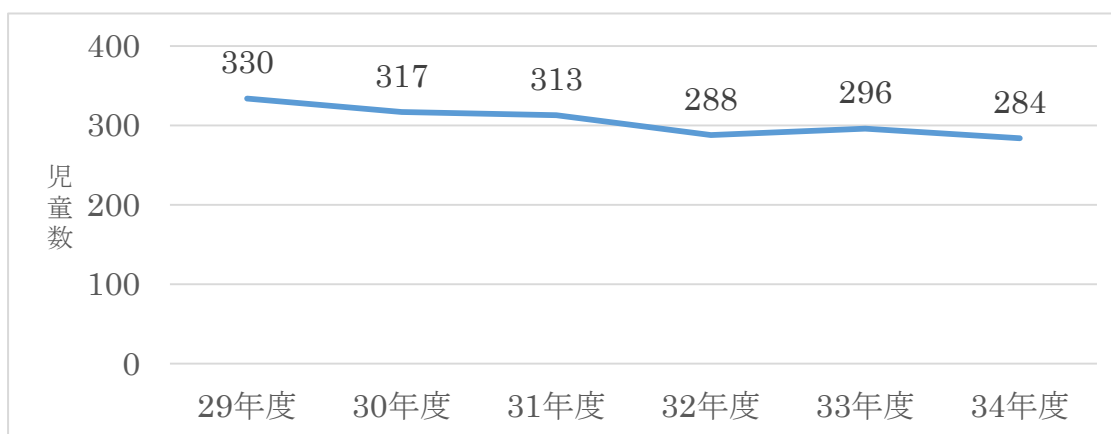
池袋第一小学校の児童数は330名（平成29年9月1日現在）、学級数は12学級です。東京都の推計によると、今後は減少傾向にあり、平成34年度には、284名と推測されています。

#### ① 児童数・学級数（平成29年9月1日現在）

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
児童数	42	50	54	71	47	66	330
学級数	2	2	2	2	2	2	12

#### ② 推計（1,2年生35人学級、その他40人学級で試算）

年度	児童数							学級数 計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	
H29	42	50	54	71	47	66	330	12
H30	46	43	54	55	72	47	317	12
H31	41	47	44	54	55	72	313	12
H32	45	42	48	44	54	55	288	12
H33	61	45	43	48	44	55	296	12
H34	42	60	47	43	48	44	284	12



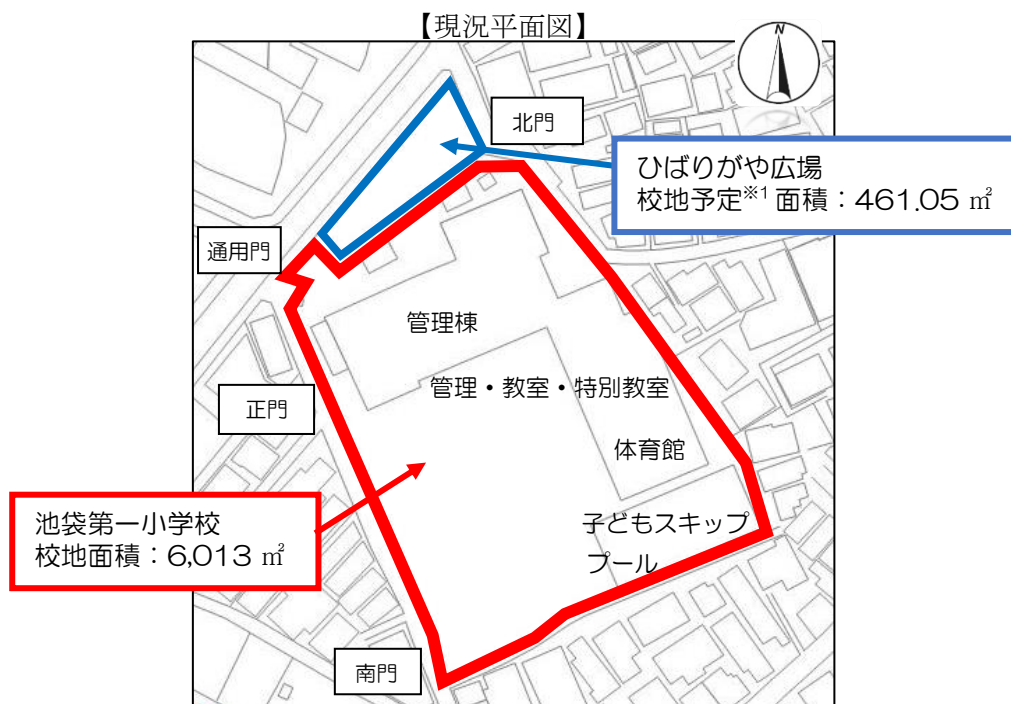
※ 平成29年度は9月1日現在の実数、平成30年度以降は「教育人口推計表（H29.6 東京都作成）」による推計値。

※ 推計値は隣接校選択制等の要素を加味していない。

#### (4) 学校施設の概要

- ① 校地面積：6,013 m<sup>2</sup>（運動場 2,699 m<sup>2</sup>、トラック 70m）
- ② 延床面積：校舎 4,908 m<sup>2</sup>、体育館 558 m<sup>2</sup>
- ③ 構造：鉄筋コンクリート造（体育館の一部は鉄骨造）
- ④ 建設年度：校舎…昭和 36 年度（築 56 年）、体育館…昭和 39 年度（築 53 年）
- ⑤ 教室数等

普通教室等	普通教室 12			
特別教室等	理科室 1	音楽室 1	図工室 1	家庭科室 1
	生活科室 1	コンピュータ室 1	ランチルーム 1	児童会室 1
	図書室 1	和室 1	少人数学習室 2	児童更衣室 2
	児童更衣室（プール） 2			
管理諸室等	校長室 1	職員室 1	事務室 1	主事室 1
	会議室 2	放送室 1	印刷室 1	保健室 1
	職員更衣室 2	倉庫・物品庫等 3		
子どもスキップ				



#### (5) ひばりがや広場の概要と活用

池袋第一小学校の北側に隣接するひばりがや広場（区立児童遊園）は、広場敷地内に校舎を建てず、広場機能を維持したかたちで学校敷地とする予定です。これにより、校地面積が広がるとともに、北側の日影規制が緩和されます。運動場又は体育館との一体利用を考慮した校舎配置や、緑化スペースにする等、広場の空間の活用方法について検討します。

- ① 敷地面積：461.05 m<sup>2</sup>
- ② 設置年月日：平成 19 年 4 月 2 日

※1 校地予定 … ひばりがや広場（区立児童遊園）は学校敷地とする予定。

### 3. 学校周辺の状況

池袋第一小学校は、東武東上線「北池袋駅」から東方向へ約160m、JR埼京線「板橋駅」から南方向へ約500mの場所に位置しています。この地域は住宅地が大部分を占めており、近年は北池袋駅周辺で大規模マンションが建設されています。南側の都市計画道路補助82号線では、今後の整備計画によりアクセス性の向上が期待されています。

しかし、学校敷地は木造建物密集地域に接しており、2項道路の個所も多いため、防災面の課題が残されています。

【航空写真】





## 第3章 改築の条件

### 1. 地域地区の条件

用途地域：第一種住居地域、近隣商業地域

防火地域：準防火地域、防火地域

新たな防火規制：H28.4.1 施行

高度地区：第三種高度地区

日影規制：測定面の高さ.....平均地盤面から4m  
 規制値.....敷地境界線から5mラインで5時間、  
 10mラインで3時間  
 近隣商業地域はなし

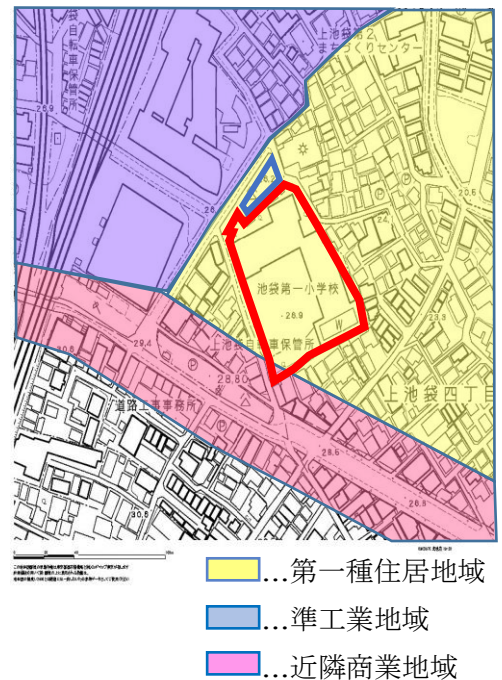
道路斜線：1：1.25（第一種住居地域）、

1：1.5（近隣商業地域）

建ぺい率／容積率：第一種住居地域 60％／300％

近隣商業地域 80％／400％

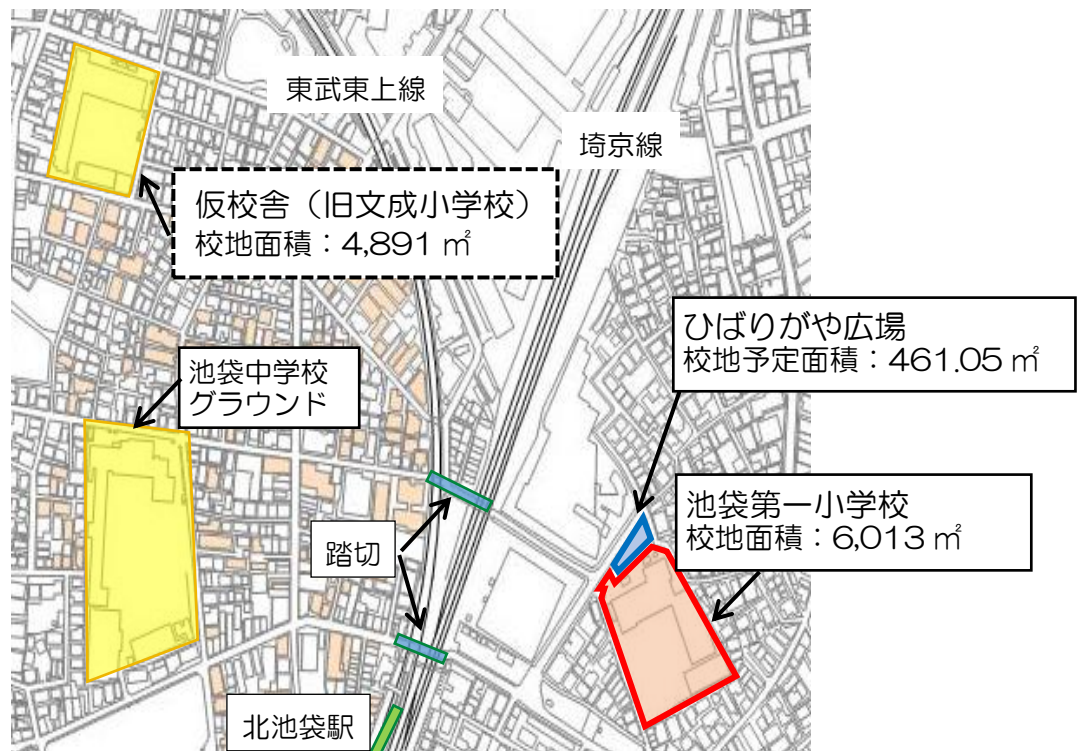
地区計画：上池袋二・三・四丁目地区計画



### 2. 仮校舎

池袋第一小学校改築時には、旧文成小学校（豊島区池袋本町4-36-1）を仮校舎として使用します。仮校舎の位置は、現在の池袋第一小学校から直線距離で約500mですが、踏切を渡る箇所があるため、児童の通学の安全確保に努めます。使用期間は、平成34年8月までの予定です。

【仮校舎との位置関係】



## 第4章 基本構想

「池袋第一小学校の建替え等を考える会」より提言されたコンセプトと3つの基本方針に、教育委員会として積み上げてきた学校改築のノウハウを加味して、池袋第一小学校基本構想としています。

### 1. コンセプト

## ともに生き ともに学び ともに育む集いの場 輝け笑顔の池一小

- 池袋第一小が児童のことを第一に考えた学校として、学習の場としてはもちろん、生活の場であることも考え、児童がいきいきと学び、過ごせる学校を目指す。
- 80年を超える歴史と伝統を持つ学校として、これからも地域に愛され、地域とともに歩んでいく。学校と地域のつながりを大切にし、児童がこの地で育ったことを誇りに思える学校を目指す。
- 新しい池袋第一小が、地域と「ともに」生き、仲間である「ともに」学び、学校・地域が協力して児童を育てていく、笑顔に溢れた池袋第一小学校をつくる。
- これまでの学校・地域のつながりを大切にしながら、児童が心身ともに大きく飛躍する場として、これまで以上に学校・地域の「絆」を深めていく。

## ～みどりのプロムナードが未来の学校と地域を繋ぐ～

### 2. 基本方針

#### (1) 「児童のため」を第一に考えた学校

##### ① 「生かせる学び」を支える学習環境

- ・児童のことを第一に考えた教育施設とし、日当りのよい教室や時代に対応したICT※2環境を整備する等「学習環境」を重視する。
- ・1クラスだけでなく複数クラスや学年単位で学習活動ができる空間を確保する。
- ・図書室は、図書室機能とICT環境を一体化した「学習情報センター」として児童が立ち寄りやすい位置に整備する。
- ・運動場は、児童の体力向上や安全性の確保等を図る観点で定められた豊島区の方針※3を踏まえながら、体育の授業・運動会を伸び伸びとできるよう現状と同程度以上の面積を確保し、使いやすい形に整備する。
- ・池袋第一小学校の運動場が、かつてアスファルト※4から改修されて以降、豊島区の小学校の中でも数少ない「土系舗装の運動場を持つ小学校」として重ねてきた歴史を大切に

※2 ICT ... Information and Communication Technology. 情報通信技術。

※3 豊島区の方針 ... 全天候型舗装で熱交換塗料を施した仕様を標準とする、小学校の運動場の整備方針。

※4 アスファルト ... 道路等に使用する一般的なアスファルトコンクリートで舗装しているもの。  
一方、全天候型とは、ゴムチップ系、ウレタン系で舗装し、安全性、利便性、透水性に優れた舗装方式。

## ②優しさと思いやりを育てる生活環境

- ・児童が一日の大半を過ごす場所であることを考慮し、手洗い・洗口所の充実等、食べる、休む、憩うなどの「生活環境」を大切にしたい学校とする。
- ・開放感があり、児童が心にゆとりを持つことができるよう配慮する。また、リフレッシュ・交流の場となる仕掛けや空間を整備する。
- ・仕上げは木材を基調とし、採光のよい校舎にするなど、明るく、温かみがあり、過ごしやすい空間にする。

## ③みどりと触れ合う自然環境

- ・都心に位置し、児童が自然に触れる機会が少ないため、自然と親しむことができるよう、ハード面（施設等）・ソフト面（仕組みづくり等）両面から工夫したつくりとする。
- ・周辺部の緑地など、現状と同様、運動場で自然を感じられる環境づくりを検討する。
- ・環境負荷の低減や自然との共生に配慮するとともに、環境教育の場としても活用できるように整備する。
- ・児童が自然と触れ合うことを目的としたプロムナードや遊歩道の考え方を引き継ぐ機能を検討する。

## (2) 地域とのつながりを大切にしたい学校

### ①多様な地域開放の充実

- ・「地域と地域」、「地域と学校」の交流をテーマとした地域開放を充実する仕組みを検討する。
- ・児童の安全を守りつつ学校側に負担がかからないような、地域団体やNPO等と協力した管理のあり方を検討する。

### ②上池袋地区のよりよい環境の実現

- ・学校は地域の中心であることから、地域とのつながりを育むみどりや歩行者の環境を敷地外周部に整備する。
- ・施設の改築によって、日影や土ぼこり、騒音などによる地域への負荷が少なくなるよう配慮する。

### ③地域にとっても使いやすい学校

- ・学校と地域開放利用者の動線を分けるなど、学校だけでなく地域や子どもスキップもスムーズに活用できるように適切な施設配置とする。
- ・建物による死角を極力減らす工夫を行なう等、地域も見守りやすい学校とする。

### (3) 木造住宅密集地域に位置することを考えた学校

#### ①災害時にも役立つ運動場

- ・学校は木造住宅密集地域における貴重なオープンスペースであることから、校舎を中層化（5階建て等）すること等も視野に入れ、限られたスペースを最大限活用する方法を検討する。
- ・池袋第一小学校の運動場が、かつてアスファルトから改修されて以降、豊島区の小学校の中でも数少ない「土系舗装の運動場を持つ小学校」として重ねてきた歴史を大切にしながら、災害時にも活用できる運動場とする。

#### ②地域の防災拠点機能の充実

- ・地域の救援センターとして位置付けられていることから、災害時に活用できる設備を整備し、地域の防災拠点としての機能を確保する。
- ・避難者が一定期間避難生活を送ることを考慮し、福祉やバリアフリーの視点から多様な利用者に配慮した整備をはかる。

#### ③周辺のまちづくりとの連携

- ・「上池袋第2・3・4地区合同まちづくり協議会」による提案を踏まえ、木造住宅密集地域に位置する学校としての役割を果たすよう整備する。
- ・隣接するひばりがや広場の役割や機能を整理し、機能や空間を一体的に活用できるように整備する。
- ・災害時に避難者や緊急車両が通行しやすいよう、敷地外周部を整備する。

## 第5章 基本計画

基本構想に基づき、池袋第一小学校の基本計画を次のとおりとします。

### 1. 学校規模

児童数の推移、隣接校選択制等を考慮して、学級数は想定学級数の1.5倍である18学級とします。さらに、少人数学級制採用等の将来的な学級数の増加の可能性を考慮し、普通教室へ転用できる学習関係室を確保します。

また、建物延床面積は、校舎・体育館等を含め、8,000㎡未満とします。

### 2. 施設の構成

学校教育上、学校運営上必要な施設、また、防災施設、地域開放施設等を整備します。

(1) 校舎（普通教室の規模を64㎡（8m×8m）とした場合）

区分	室名・スペース等	室数	1室規模	床面積 (㎡)	備考	
普通教室	普通教室	18 室	1 教室	1,152	現在 12 クラス 想定学級数×1.5 倍	
	少人数学習室	6 室	1 教室	384	普通教室と連続して整備	
	多目的スペース				普通教室周辺に整備	
特別支援諸室	特別支援教室	1 室	1 教室	64	職員室・保健室に近接	
特別教室等	理科室	1 室	1.5 教室	96	学習情報センター	
	理科準備室	1 室	0.5 教室	32	周辺に整備	
	音楽室	1 室	1.5 教室	96		
	音楽準備室	1 室	0.5 教室	32		
	楽器庫	1 室	0.5 教室	32		
	図工室	1 室	1.5 教室	96		
	図工準備室	1 室	0.5 教室	32		
	家庭科室	1 室	1.5 教室	96	ランチルームとの	
	家庭科準備室	1 室	0.5 教室	32	一体化を検討	
	学習情報 センター※5	学習・発表ゾーン	1 室	1.5 教室	96	合計 272 ㎡ (4.25 教室分)
		サーバー室	1 室	0.25 教室	16	
		図書ゾーン	1 室	2.25 教室	144	
		司書室	1 室	0.25 教室	16	
		ランチルーム（多目的室）	1 室	2 教室	128	
	和室	1 室	1 教室	64		
	児童会室	1 室	0.5 教室	32		

	教育相談室	1 室	0.5 教室	32	
	児童更衣室	2 室	0.25 教室	32	
	児童更衣室 (プール)	2 室	0.5 教室	64	
管理諸室等	校長室	1 室	0.5 教室	32	
	職員室 (休憩室含む)	1 室	2.5 教室	160	
	事務室 (事務倉庫含む)	1 室	1 教室	64	職員室・印刷室に近接
	主事室(作業スペース及び倉庫含む)	1 室	1 教室	64	
	会議室	2 室	0.5 教室	64	校長室に近接
	放送室	1 室	0.3 教室	19	
	印刷室	1 室	0.5 教室	32	
	保健室	1 室	1 教室	64	
	P T A室	1 室	0.5 教室	32	
	職員更衣室	2 室	0.25 教室	32	
	倉庫・教材室等	3 室	0.5 教室	96	
	廃棄物置き場	1 室	0.25 教室	16	
給食関係室	給食調理室	1 室	4 教室	256	
	調理員休憩室	1 室	0.5 教室	32	
地域開放関係	更衣・シャワー室	2 室	0.5 教室	64	
	地域開放用器具庫	2 室	0.5 教室	64	
防災関係	防災備蓄倉庫	1 室	1 教室	64	
	防災資器材格納庫	1 室	1 教室	64	
	地域防災組織倉庫	1 室	0.5 教室	32	
子ども スキップ <sup>※6</sup>	コアスペース	1 室	2 教室	128	現在定員 128 名 合計 320 m <sup>2</sup> (5 教室分)
	セカンドスペース	1 室	1 教室	64	
	多目的スペース	1 室	1 教室	64	
	事務室	1 室	0.5 教室	32	
	トイレ、倉庫、シャワースペース等	1 室	0.5 教室	32	
	子どもスキップ計			320	
共用部	昇降口・エントランス				2 系統を想定
	トイレ				
	手洗い場・洗口所				
	廊下				
	昇降機	1 基			
	共用部計			2,000	

延床面積： 約 6,339 m<sup>2</sup>

- ※5 学習情報センター：学校図書館は、「読書センター」と「学習情報センター」という2つの機能を持ち、児童の主体的な学習活動の支援や、情報の収集・選択・活用能力を育成する等、学校の中核的な役割を果たす。
- ※6 子どもスキップ：小学校施設を活用して、全児童を対象とする育成事業と1年生から3年生を対象とする登録制の学童クラブを総合的に展開する事業。学校の教室、運動場、体育館などを活用し、小学1年生から6年生までの児童を対象として自主的な参加のもとに遊びを通して子どもたちが交流を広げている。学童クラブ専用室であるコアスペース、一般児童用のセカンドスペース、クールダウンスペースである多目的スペース、事務室、その他トイレ等で構成される。

## (2) 体育施設

区分	室名・スペース等	面積等	備考
体育施設	体育館（舞台常設）	900 m <sup>2</sup> 程度	概算値
	プール		6コース (最深 1.1m、最浅 0.85m)
	プール倉庫	16 m <sup>2</sup> (0.25 教室) 程度	
	プールサイド等		周囲環境に配慮し、屋根、遮へい板、囲障壁等を設ける
	運動場	小学校設置基準第8条 <sup>※6</sup> H14 文部科学省令第14号	
	屋外倉庫	64 m <sup>2</sup> (1 教室) 程度	

延床面積：約 980 m<sup>2</sup>

延床面積合計：校舎 + 体育施設 = 約 7,319 m<sup>2</sup>

※6 小学校設置基準：(第8条関係)

児童数	運動場面積 (m <sup>2</sup> )
1人以上 240人以下	2,400
241人以下 720人以上	2,400+10×(児童数-240)
721人以上	7,200

### 3. 施設整備計画

#### (1) 全体計画

##### ① 雰囲気・デザインイメージ等

- ・児童が落ち着いて学習や生活をできる環境を第一とする。
- ・校舎内は、明るく開放感があり、木のぬくもりに包まれた温かみのある雰囲気にする。
- ・児童や教職員のリフレッシュ・交流の場となる仕掛けや空間を整備する。
- ・運動場の周辺部を緑化する等、児童が運動場で土や緑等の自然を感じられ、遊ぶことができる環境づくりを検討する。
- ・日影や土ぼこり、建物の圧迫感など地域への負荷が少なくなるよう配慮した施設にする。
- ・建物による死角を極力減らす工夫を行う等、地域も見守りやすい学校とする。
- ・校舎や運動場の十分な広さが確保できるよう、隣接するひばりがや広場を考慮した校舎配置や、校舎の中層型（5階建て等）を検討する。

##### ② 照明

- ・照明は LED 等の高効率器具を基本とする。
- ・各室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じた照明設備（種類、照度、配列、スイッチの位置等）を設置する。
- ・普通教室・特別教室等には黒板灯を設置する。
- ・運動を行う室・空間の照明設備は破損防止の措置を講じる。
- ・照明交換を学校の職員等が容易にできるように配慮する。
- ・防犯を目的として、校地周辺部、建物周囲等に夜間照明を設置する。
- ・夜間の来校者等を確認できるようにするため、門から昇降口等までの動線に夜間照明を設置する。
- ・外構部には、環境教育に配慮し、ソーラーパネル付の外灯の設置を検討する。

##### ③ 電力

- ・各室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じたコンセント（種類、規格、数、位置等）を設置する。
- ・電圧の高いコンセントには、その電圧、用法等を明記する。
- ・安全性を考慮し、漏電遮断機を設置する。

##### ① 情報化対応

- ・普通教室等には、電子黒板機能付きのプロジェクター及びタブレット端末を設置する。
- ・無線 LAN の設置等 ICT 環境を整え、タブレット型端末や電子黒板、デジタル教材の有効活用を推進するとともに、活用状況を踏まえ、全ての学習領域で活用できる環境整備を行う。
- ・学校図書館を校舎の中心に配置し、タブレット端末等 ICT 環境を整え、図書閲覧や調べ学習ができる「学習情報センター」として整備する。



- ・校内電話、インターホン、校内に設置される LAN（教育 LAN・校務 LAN・庁内 LAN）等の設備は、回線網を適切に確保（電話・LAN ジャックを設置）し、利用目的に応じたシステムを計画する。
- ・現状の教育 LAN・校務 LAN・庁内 LAN 及び電源、LAN 配線場所、ネットワーク機器設置場所、情報漏洩対策等に配慮した計画とする。
- ・準備室等の教職員のみが使用する教育 LAN は有線で整備する。
- ・教職員が使用する校務 LAN は有線で整備する。

#### ⑤ 給排水

- ・水飲栓は直結方式とする。
- ・耐震に配慮した給排水管とする。
- ・竣工当初の給水時に接着剤のカスが混入しないよう、取り外し可能な泡沫スパウトをつける等で配慮する。（特に給食室）
- ・シャワーの給湯（水がお湯になる）に時間がかかり過ぎないように配慮する。

#### ⑥ 空調

- ・原則、居室に空調設備を設置する。また、各室個別の空調、換気設備（全熱交換ユニット）とする。
- ・体育館には、災害時の避難場所となることを考慮し、冷暖房設備を設置する。
- ・設置する各室の容量、形状、利用人数、学習内容等に応じ、空調・換気の容量、方式、位置、数等を計画する。
- ・メンテナンス、ランニングコストを考慮する。

#### ⑦ 省エネルギー、環境配慮（エコスクール化の推進）

- ・環境負荷の低減や自然との共生に配慮し、太陽光発電、雨水利用、屋上・壁面緑化、ビオトープ等、環境教育の場としての機能を整備する。
- ・太陽光発電等は、環境教育に活用できるよう、表示方法や発電データの保存方法等について、検討する。発電量とともに、学校全体の使用量も表示できるようにする。月間の発電データが把握できるようにしておく。全量売電とする。自立運転機能を有し、災害時は、体育館、職員室、主事室等のコンセントを使用することができるようにする。
- ・ビオトープは、後の維持管理も考慮し、学校（児童）を含めて検討する。
- ・周辺地域との調和に配慮した緑化計画とする。その際、既存樹木の活用、新規樹木、屋上緑化・壁面緑化等、敷地内の緑化の推進を図る。
- ・トイレ洗浄水等に雨水を利用できる設備を設置する。
- ・温室効果ガスの排出量を削減するために、日射遮蔽等、建物性能の向上を図るとともに、照明や冷暖房設備等の効率化を図る。
- ・既存樹木は工事や安全面等に支障が無く、かつ老朽度にも問題がない場合は、存置もしくは移植により保存する。また、伐採した樹木はベンチに加工して活用する等、児童が自然

を身近に感じられる工夫をする。

- ・近隣への落葉の影響に配慮しつつ、樹種を選定する。
- ・自然光が入る明るい校舎とする。
- ・その他については「豊島区役所環境配慮ガイドライン」を遵守する。

#### ⑧ バリアフリー

- ・児童、教職員、地域開放利用者、来校者及び災害時避難者等の多様な利用者を考慮し、出入口、スロープ、階段、トイレ等はバリアフリーに配慮する。
- ・車イスや担架が入る大きさのエレベーターを設置する。
  - ・「東京都福祉のまちづくり条例（平成7年条例第33号）」、「東京都ハートビル条例（平成15年東京都条例第155号）」を遵守する。

#### ⑨ 地域開放

- ・開放施設は、運動場、体育館、多目的室（ランチルーム）、会議室、和室を想定し、運動系の団体だけでなく文化系の団体にも対応できるよう配慮する。
- ・学校と地域開放利用者の動線を分け、安全管理、セキュリティ面に十分配慮しつつ、学校と開放がスムーズに活用できる施設配置とする。
- ・開放専用の出入口を設置する。
- ・地域開放用器具庫、地域開放用トイレ、地域開放用更衣室・シャワー室を設置する。
- ・地域開放用器具庫は、運動場に面する位置（屋外用）及び体育館等の地域開放施設に近接（屋内用）して設置する。
- ・地域開放用更衣室・シャワー室は、同時利用する人数等を考慮し、ロッカーを設置する。
- ・地域開放用更衣室・シャワー室は、二重カーテンの設置等で、廊下から中の様子が見えないようにする。
- ・地域開放用更衣室・シャワー室は、通報設備等の非常時対応を考慮した設備とする。
- ・開放部分は障がい者も含め、幼児から高齢者まで多様な人々の利用を考慮し、安全かつ円滑に使用できるように配慮する。
- ・開放管理員は主事室を利用する。
- ・投票所としての利用に配慮する。

#### ⑩ 防災・災害時

- ・災害時は救援センターとしての機能を十分に発揮できる施設として整備する。
- ・防災備蓄倉庫、防災資機材倉庫、非常用発電設備（72h）、防災井戸、防火水槽（必要に応じて）、かまどベンチ、災害用マンホールトイレ、雨水流出抑制槽を設置する。また、プールの水を災害時に活用できる設備とする。
- ・マンホールトイレは運動場のトラックにかからないよう6基以上整備する。地下部分は貯水式の配管とし、下流には止水弁を設ける。マンホール部分の形状は長方形のものとし、蓋をあけるとそのまま洋式トイレとして使用できるものとする。マンホール間のピッチは

2m以上とする。

- ・国土交通省策定の「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」を遵守する。
- ・災害時に隣接するひばりがや広場の機能や空間を一体的に活用できるよう整備する。
- ・災害時に避難者や緊急車両が出入りしやすいよう、歩道状空地を含めた敷地外周部を整備する。
- ・将来的な道路整備計画等を踏まえて、学校敷地を利用して南側道路の行き止まりを解消し、新たに避難門を設置する等、周辺住民等の避難経路を確保する。
- ・多様な利用者に配慮して避難生活時の居住性を維持できるよう、体育館の機能やトイレの配置など、福祉やバリアフリーの視点に立った整備を図る。
- ・敷地周辺部には火災に強い樹木を植栽し、防火林として整備する。
- ・道路側から入れる町会用防災倉庫を設置するなど、地域防災組織との連携に配慮する。
- ・防火シャッターについては、児童等に対する危害防止対策を十分に講じる。
- ・ガス使用場所については、ガス漏れ検知器を適宜設置する。
- ・各法令に基づいた防災施設・設備とする。
- ・非常電源設備は、災害時の使用を想定した場所の照明および、無線機、パソコン、プリンター、携帯電話の電源を想定する。
- ・屋上に災害時用ランドマーク表示（ヘリサイン、1文字 4m角）として学校名等を施す。
- ・防災行政無線のアンテナを屋上に設置し、主事室に無線機を設置する。
- ・災害時、避難者に情報提供ができる施設とする。

#### ⑪ 防犯

- ・校門等出入口にカメラ付インターホン、オートロック等を設置し、職員室・事務室・主事室等から来校者を確認し、開錠できるようにする。
- ・校門等に防犯カメラを設置し、職員室にモニターを設置する。
- ・防犯カメラの設置については、見通しが困難な場所や死角となる場所等、状況を把握する。
- ・防犯カメラには、原則として記録装置を接続するものとし、カメラの映像を7日間保存する。
- ・普通教室・特別教室等には非常通報装置付インターホンを設置し、親機を職員室、主事室等に設置する。
- ・非常用通報装置（学校 110 番）を職員室、主事室等に設置する。
- ・普通教室・特別教室等の窓・出入口は外部から教職員等の視線ができるだけ行き届くようにし、出入口は教室内から緊急時に施錠できるようにする。
- ・出入口、各室等の施錠を効率よく行うことができるよう配慮する。
- ・囲障については、視線が通り死角を作らないフェンス等を採用する。
- ・校舎内や周囲からの見通しを確保し、来校者や人の行動をよく確認できるようにする。
- ・門や敷地境界、建物周囲等の適切な位置に夜間照明を設置する。その際は、近隣の住宅への影響等にも配慮する。
- ・非常時の放送は、校内全域にわたって、情報が伝達できるように配慮する。

## ⑫ 安全

- ・窓の開閉ストッパーの標準設置、面格子の設置、バルコニーの設置等、転落防止策を講じる。また、転落防止のための手すり等は十分な高さを確保する。
- ・採光のための天窗を設置する場合は、転落防止策を講じる。
- ・ガラスは学校用強化ガラスを用いる。特に、体育館の窓ガラスは飛散防止に十分配慮する。
- ・外部に面したサッシは身を乗り出せない構造のものとする。

## ⑬ 駐輪・駐車

- ・給食搬入車両・物品搬入車両・一般車両の駐車スペースを確保する（物品搬入車両・一般車両あわせて3～5台程度）。
- ・適切な容量の屋根付駐輪場（通勤用・来校者用）を確保する。
- ・上記の駐輪場に加え、イベント時に臨時に駐輪できるスペースを検討する。

## ⑭ 維持管理に係る事項

- ・汚れにくい、壊れにくい、掃除がしやすい等、維持管理の容易な施設・設備とする。
- ・維持管理費を低減できる施設・設備とする。
- ・整備コストの低減化を考慮した施設・設備とする。
- ・ダニ発生等に伴うメンテナンスを考慮しカーペット床は使用しない。

## （２）普通教室・特別教室等

### ① 普通教室

- ・採光や通風、冷暖房設備の充実等、児童の「学習の場」としての室内環境を整備する。
- ・温かみのある木調の床・家具を配置し、暖色系の色彩計画とする。
- ・仕切りのないオープン型教室、または開閉の容易な間仕切りを設置した教室を検討する。仕切りを設置する場合は、廊下から中の様子が見えるようにしつつ、学習の妨げにならないように整備する。
- ・同一学年の教室配置が同一階となるよう配慮する。
- ・避難具を設置する場合は、バルコニーへ設置する。
- ・十分な掲示スペースを確保し、壁面は掲示物の貼り付けが可能な仕上げとする。
- ・適切な容量の各児童の収納スペースを確保する。収納はランドセル、衣類、絵具、ピアノ等等の収納を考慮する。
- ・児童用、給食白衣用、清掃用のロッカーを設置する。
- ・PCジャック、電源等は使用しやすい位置にまとめて設置する。
- ・無線LAN環境を整え、電子黒板機能付きのプロジェクター及びタブレット端末を設置し、ICT環境を整備する。

## ② 少人数学習室

- ・様々な学習形態に柔軟に対応できるよう配慮する。
- ・学級数の増加に対応できるよう、普通教室への転用に配慮する。
- ・普通教室と連続して整備する。

## ③ 特別支援教室

- ・児童の個別指導やクールダウン等に使用するため、施設、設備等に配慮する。
- ・職員室もしくは保健室等の近く、普通教室と離れた位置に設置する。

## ④ 理科室

- ・火気、薬品、ガスの使用に対して、特に安全を考慮した計画とする。
- ・床仕上げは、耐薬、耐熱性能を有する長尺塩ビシートとする。
- ・適切な容量の実験器具等の収納スペースを確保し、収納棚は、内容物の確認や分類がしやすい仕様とする。
- ・特殊な大きさの教材（人体模型等）の収納できる棚を設置する。
- ・天井に人がぶら下がる強度のあるフックをつける。
- ・ビオトープや緑化スペース等の自然教材へのアクセスに配慮する。
- ・学習情報センターの近くに設置する。
- ・室内を完全に遮光できるよう廊下の入り口及び準備室の入り口にカーテンレールを設置する等の工夫をする。
- ・掲示・メディアスペース（展示スペース）を配置する。

## ⑤ 音楽室

- ・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
- ・室の形状・内装材等については音響を考慮した計画とする。
- ・小音楽ホールとしても使用できるよう、室の形状・内装材等を計画する。
- ・適切な容量の楽器収納スペースを確保する。
- ・他室への楽器等の移動を容易とする床・出入口の形状とする。
- ・照明は必要に応じて照度を調整できるようにする。
- ・ドア等のガラスについて楽器の移動の際にぶつけて破損しないよう配慮する。

## ⑥ 図工室・美術室

- ・絵具等の汚れの落としやすさを考慮した仕上げ材を使用する。
- ・ドライヤーの使用等に備えて、電気容量を考慮する。
- ・十分な水栓、流し、水切り等を利用しやすいように設置する。
- ・天井にレールを設置する等、絵画を展示できるような工夫を施す。
- ・適切な容量の材料・工具、完成品の保管・展示・鑑賞等のスペースを確保する。
- ・大きなものを作ることができるようなスペースを近くに整備する。

- ・排水管プラスタートラップを設置する。

#### ⑦ 家庭科室

- ・衛生に配慮した設備等とする。
- ・水やガスの使用に配慮した仕上げとする。
- ・十分な電気容量を確保する。
- ・ランチルームと一体となることが可能となるよう努める。
- ・適切な容量の調理器具、被服用器具等の収納スペースを確保する。
- ・製作途中の作品の保管スペースを確保する。
- ・作品展示や掲示物のスペースを確保する。
- ・洗濯物を干すスペースを確保する。(準備室でも可)
- ・調理する児童の手元が見える調理台の配置とする。

#### ⑧ 学習情報センター

- ・児童が立ち寄りやすい校舎の中心に配置し、無線 LAN、タブレット端末等 ICT 環境を整え、図書閲覧や調べ学習、発表ができるよう整備する。
- ・現在の階段型の読書スペース、立体的なつくりを継承する。
- ・書架スペース、閲覧スペース、情報収集スペースの区分を考慮する。
- ・学習・発表ゾーンと図書ゾーンは連続して使用できるよう考慮する。その際、可動間仕切りを使用する場合は目隠し・防音を考慮する。
- ・本棚は十分な書籍数を収納出来るよう、大きさや配置に配慮する。
- ・本棚の脇等に簡易な椅子のスペースを確保する。
- ・テラスや座敷のようにリラックス出来るスペース（読み聞かせスペース）を確保する。
- ・絵本については、読み聞かせスペース等の低学年が使用しやすい位置に集約して収納する。
- ・家具類については、低学年の使用を考慮する。
- ・情報機器の導入に対応するため、あらかじめ配線等に留意する。
- ・資料の展示・掲示スペースを確保する。
- ・十分な採光、明るさを確保するとともに、温かみのある色彩計画とする。

#### ⑨ 多目的室（ランチルーム）

- ・衛生に配慮した設備等とする。
- ・近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。
- ・ランチルームは多目的に使うことに配慮する。
- ・照明については、必要に応じて照度を調整できるようにする。
- ・温かみのある木調の床・家具を設置し、可能な限り移動させやすいように配慮する（重量・構造面）。
- ・家具・設備等については、低学年から地域開放等の幅広い利用を考慮する。

#### ⑩ 和室

- ・和風の空間を通じて、日本の伝統・文化、礼儀作法を学ぶことができるように配慮する。
- ・使用物品を想定した収納計画とする。
- ・地域開放での利用に配慮する。

#### ⑪ 教育相談室

- ・保健室と隣接させ、室内からも行き来ができるようにする。
- ・相談内容が外部に聞こえないように、防音を考慮する。
- ・入口のドアを開けても中を見通せないよう配慮する。
- ・内部に人がいることが外部からわからないように努める。
- ・温かみのある木調の床・家具を設置する。

#### ⑫ 児童用更衣室（プール用を含む）

- ・同時利用する人数等を考慮し、ロッカーを設置する。
- ・体育や運動会等の男女の更衣場所を想定し、普通教室を含めた更衣場所を検討する。
- ・プール用更衣室については、体が濡れた状態での使用を考慮する。
- ・廊下から中の様子が直接見えないよう計画する。（二重カーテン等）

### （3）管理諸室等

#### ① 校長室

- ・校長の執務スペース、10人程度座れる応接スペースで構成する。
- ・校長室としてふさわしい内装とする。
- ・応接や資料の保管のための家具の設置を考慮する。
- ・学校の歴史に関わる資料の保管・展示のための家具の設置を考慮する。

#### ② 職員室

- ・事務スペース、打合せスペースで構成する。
- ・十分な容量の書棚、掲示板、ロッカー等を設置し、各種文書、教材・教具等の保管のためのスペースを確保する。
- ・緊急時に備え、運動場にすぐに出ることのできる構造とする。
- ・運動場・出入口等への見通しがよく、校内への移動もしやすく、児童との距離感が近いと感じられる配置にする。また、部屋の設備については、教職員の意向も踏まえて整備する。
- ・二重床、床ピット等により、配線のための空間を確保する。

#### ③ 事務室

- ・職員室、印刷室に近接させる。
- ・適切な容量の書棚、掲示板、ロッカー等を設置する。

#### ④ 主事室

- ・事務スペース、作業スペース、更衣スペースで構成する。
- ・作業スペースは十分な広さを確保し、窓を大きめにとるなど換気に配慮する。
- ・電動工具の使用を考慮し、電源を設置する。(動力電源設備は必要なし)
- ・開放管理員の使用に配慮する。

#### ⑤ 会議室

- ・校長室に近接させる。
- ・情報機器の使用を考慮する。
- ・可動間仕切り等で会議室の大きさを変更できるようにすることも検討する。
- ・地域開放施設として施設・設備等に配慮する。

#### ⑥ 放送室

- ・運動場を見渡すことができる位置に設置する。
- ・防音仕様とする。
- ・中の児童が見えるように配慮する。

#### ⑦ 印刷室

- ・機械設置スペース、丁合等の作業スペース、用紙等保管スペースで構成する。
- ・教職員の教材作成を考慮し、職員室と近接していることが望ましい。
- ・印刷機の騒音に配慮し、防音仕様とする。

#### ⑧ 保健室

- ・運動場等の運動施設との連絡が良く、緊急車両が乗り付けられ、行き来がしやすい配置とする。
- ・日常目に触れやすく、立ち寄りやすい位置にし、教育相談室と職員室の連携に配慮する。
- ・静かで、良好な日照、採光、通風などの環境を確保することのできる位置に設置する。
- ・執務、休養、収納、相談のスペースで構成し、各スペースの役割と動線を考慮して計画する。
- ・温かみのある木調の床・家具を設置する。
- ・外からの入口はスロープとし、手洗い・足洗い場を設置する。
- ・検診での使用を考慮し、間仕切りカーテン(透けないもの)を設置する。
- ・検診器具の洗浄や、バケツに水を入れられる程度の深さ・大きさのある流しを設置する。
- ・流しは製氷機の設置を考慮した位置とし、また、常時温水が使えるようにする。(電気式給湯器では一定程度使用するとお湯が使用できなくなる。)
- ・気分の悪い児童の対応等のため、トイレ・流しを近接した位置に配置する。
- ・シャワーの設置を考慮する。
- ・空調設備は休養している児童に、直接風が当たらないよう留意する。



- ・備品類に応じた、十分な容量の収納を確保する。(災害用薬品等の収納スペースに留意)
- ・床にコンセントや電話のジャックは設置しない。
- ・教職員用の机は出入口とベッドで休養している児童が見えるように配置する。
- ・検診時の動線、眼科検診に必要な距離に配慮する。
- ・廊下に十分な掲示スペースを確保する。

#### ⑨ P T A室

- ・P T A (外部関係者) の利用を考慮した配置とする。
- ・冷暖房設備及びパソコンを設置できる設備 (電源、配線用空配管等) を整備する。

#### ⑩ 職員更衣室

- ・防犯面に配慮する。
- ・廊下から中の様子が直接見えないよう計画する (二重カーテン等)。

#### ⑪ 倉庫・教材庫等

- ・保管物品の使用者や使用頻度に応じた配置を考慮する。

#### ⑫ 廃棄物置き場

- ・廃棄物を分別して保管しやすいよう留意する。
- ・火災等に備え、熱感知機を設置する。
- ・学校内及び近隣への臭気等に留意する。
- ・屋外に地流しを整備する。
- ・「豊島区大規模建築物の廃棄物保管場所等設置基準」を遵守する。

### (4) 子どもスキップ

- ・児童が伸び伸びと過ごせるよう十分な面積を確保する。
- ・子どもスキップが学校施設と連携しつつ、独立性を保てるように校地内に設置する。原則として、隣接または敷地内別棟としない。
- ・運動場側・校舎側いずれからも動線を確保した配置とする。
- ・1階の運動場が見渡せる配置とするよう努める。
- ・子どもスキップ専用の出入口、男女トイレ、簡易シャワールーム、手洗い (水飲み) 場を設置する。
- ・各部屋は隣り合わせとし、飛び地にしない。
- ・入口近辺に事務室または事務エリアを確保する。

### (5) 給食関係諸室

#### ① 給食調理室

- ・衛生に配慮した設備等とする。

- ・食材の搬入に配慮した配置とする。
- ・給水設備は直結方式とする。
- ・床はドライ方式とし、ノンスリップ長尺塩ビシートを使用する。
- ・検収、下処理、洗浄（以上汚染区域）、調理、配膳（以上非汚染区域）のスペースで構成する。
- ・各スペースは、間仕切り壁・床の色変え等により、その区分を明確にし、各スペース間の作業動線を考慮した計画とする。
- ・調理員の動線・作業の流れを考慮し、できるだけ移動しやすい通路を確保する。
- ・手洗いは自動水栓（お湯）、水石鹸、アルコール消毒付とし、作業エリアごとに最低1か所設置する。
- ・給食室入り口の手洗いは、肘まで洗えるよう、十分な大きさ・深さのものとする。
- ・十分な換気・通風を確保し、熱源の周辺の温度管理に留意して、設備・備品等を計画する。
- ・網戸は設置しない。（窓等は開けないため）
- ・極力、手の届かない範囲に埃溜りを作らないよう配慮する。（天井照明は直付けにする等）
- ・配膳車を廊下から直接洗浄室に返却できるようにする。
- ・衛生面を考慮し、給食調理室のグリーストラップは、屋外に設置し、できるだけ衛生管理が容易になるよう配慮する。
- ・グリーストラップの蓋や回転釜のグレーチングは、容易に空けることができるように、できるだけ軽い（分割できる）ものとする。
- ・各階のワゴンプールは施錠できるようにする。
- ・児童が施設内部を給食室外から見学できるよう窓を設置する等の配慮をする。
- ・廊下に給食について掲示するスペースを確保する。
- ・アレルギー食対応のスペース、栄養士の事務スペースを整備する。
- ・給食室床は準備室・前室、汚染エリア、非汚染エリア、中間エリアの4色で色分けする。
- ・近隣への騒音・臭気に配慮した、搬入・排気等の設備計画とする。
- ・エアタオルは使用しない。
- ・設備、備品の設置位置は女性の身長を考慮する。換気フードについては男性の身長を考慮する。
- ・各階に配膳室を設置する場合は、空調設備を整備する。
- ・文部科学省策定の「学校給食衛生管理の基準」を遵守する。

## ② 調理員休憩室

- ・休憩室、トイレ、トイレ前室で構成する。
- ・トイレ及びトイレ前室は男女別とし、鍵を掛けることのできるようにする。
- ・トイレについては衛生面を考慮し、手を触れずに使用できる設備とする。

## (6) 共用部・屋上

### ① 昇降口

- ・正門や主要な昇降口については、学校の「顔」であることを考慮し、門柱や校名板、校章等、意匠に配慮する。
- ・昇降口は明るく、開放的な空間とする。
- ・各昇降口は、訪問者に分かりやすい位置に計画する。
- ・学校の状況に応じて、教職員、児童、来校者の昇降口は兼用可とする。
- ・地域開放等、用途に応じた出入り口を整備する。
- ・運動場・校門への動線を考慮する。
- ・全校集会等の同時に利用する人数を考慮し、広さや配置、靴箱・傘立て等の数・配置を計画する。
- ・適切な面積・形状等とし、児童、教職員及び学校開放時の高齢者、障害者、または車椅子利用者に支障のないようにする。
- ・屋根がついており、土足で1学年程度が集合できるようなピロティを整備する。
- ・児童が日頃から歴史と伝統に親しめるよう、記念写真等の設置スペースを確保する。
- ・泥や砂を室内に持ち込まない工夫をする。

### ② トイレ

- ・明るく、温かみのある雰囲気、快適な空間が確保できるよう計画する。
- ・十分な換気量、通気性を確保し、視き・いたずら・臭気に配慮する。
- ・廊下等から中が見渡せないようにする。(ドアのない構造)
- ・床はドライ仕様とし、水漏れ等に備え、排水口を用意する。
- ・トイレは全て洋式温水洗浄温便座に対応できるように便座付近に電源と上水道を確保する。
- ・男女別に適切な規模で使いやすく、メンテナンスがしやすいように整備する。
- ・運動場から土足で直接利用できるバリアフリーに配慮したトイレを最低1か所整備する。
- ・各階に1か所以上、多機能トイレを設置する。(地域開放用は必須)
- ・児童数・利用率に応じ、十分な便器数・手洗いの水栓の数を計画する。
- ・学年ごとのまとまりに対応させ、バランスよく配置するよう努める。
- ・普通教室からの距離(児童の利用しやすさ)に配慮した配置とする。
- ・1か所は保健室の近くに配置する。
- ・職員・来客用、地域開放用、児童用、子どもスキップ専用をそれぞれ確保する。
- ・開放利用者のトイレは災害時の避難住民の利用を考慮した配置とする。
- ・室内照明、手洗い水栓は、人感センサー方式とする。
- ・洗浄水は中水を利用し、小便器は自動洗浄とする。
- ・女子トイレの個室には、手の届く高さのフックか物置台を設置する。
- ・トイレトペーパーホルダーは低学年でも簡単に交換できるようにつくりとする。
- ・手洗いのふちに立ち上がり設けるなど水がシンクから流れ出ないよう工夫する。
- ・低リップの便器を設ける箇所を検討する。

- ・S Kは男女別に設けなくて良い。
- ・小便器・大便器は、各1か所手すりを設置する。

### ③ 手洗い場・洗口所

- ・明るく、温かみのある雰囲気、快適な空間が確保できるよう計画する。
- ・児童・教職員・来校者・学校開放用をそれぞれ確保する。
- ・運動場・廊下に設置する手洗いは、水飲み場、洗口所としての利用を考慮する。
- ・児童数・利用率に応じ、十分な水栓の数を計画する。
- ・「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯科疾患の予防と口腔衛生の向上を図るため、洗口所を増設する。
- ・歯磨き指導に配慮し、児童数に対応した適切な数を設け、洗口所には鏡を設置する。
- ・十分な広さ、深さを確保する。
- ・モップ洗いの流しを設置する。
- ・手洗いのふちに立ち上がりを設けるなど水がシンクから流れ出ないように工夫する。
- ・使用する学年に応じた高さで整備する。

### ④ 廊下（階段）

- ・幅は全体計画の中で可能な限り広く取る。
- ・日常及び避難時の通行の場として、十分安全であるような面積、形状とする。
- ・車椅子での移動等、バリアフリーを考慮する。
- ・可能であれば、児童の待合せスペースや学校紹介のギャラリー等を設置する。
- ・児童の立ち寄りやすい位置に、コミュニケーションやリフレッシュに配慮した空間を整備する。
- ・階段や吹き抜けの空間等から、スカート内が見えないよう配慮する。
- ・廊下にはセンターラインを施す。
- ・階段は左右の色替えを行い児童の動線に配慮する。

### ⑤ 屋上

- ・児童の安全、近隣とのプライバシー、景観に配慮する。
- ・学校での運用に配慮しながら、校舎の内外の空間の融合を検討する。
- ・屋上を運動場として利用できないか、運動場の補完的機能を持たせることはできないか、利用の工夫を検討する。

## (7) 体育施設及び外構

### ① 運動場

- ・運動場は、児童の体力向上や安全性の確保等を図る観点で定められた豊島区の方針を踏まえながら、現状と同程度以上の面積を確保し、児童や地域開放利用者が運動しやすく、死角の少ない形に整備する。また、あらゆる児童に負担のかからない、形、色彩であること。
- ・運動場の周辺部を緑化する等、児童が運動場で土や緑等の自然を感じられ、遊ぶことができる環境づくりを検討する。
- ・トラックの回転半径を大きくし、可能であれば 100mトラックを確保する。また、直線で 50m走ができるようにする。
- ・各種競技（野球、サッカー、テニス等）の使用を考慮した広さ・形状・設備とする。
- ・緊急車両やバス等、大型車両の乗り入れを考慮する。
- ・体育の授業で使用する遊具等（鉄棒、ジャングルジム、のぼり棒、雲梯）現在、運動場内にある遊具は設置する。
- ・近隣に対する騒音、安全等に配慮し、運動場周囲に厚めの植栽・防球ネット（目安：10～12m）を設置する。
- ・運動会の観覧スペースとして使用するテント設置について、ピロティとの一体化を検討する。また、ひばりがや広場にテントを設置することも検討する。
- ・十分な容量の収納施設を確保する。

### ② 体育館

- ・利便性を考慮して 1 階に設置する。
- ・ステージ（24m×5m＝120 m<sup>2</sup>）＋アリーナ（24m×30m＝720 m<sup>2</sup>）＋収納スペース（60 m<sup>2</sup>）程度を確保する。
- ・ステージは固定式または電動式とする。
- ・広さに応じて、電動舞台やステージ後ろの動線を検討する。
- ・十分な容量の収納スペースを確保する。
- ・バスケットボール、バレーボール等の競技を考慮したスペース・天井高を確保する。（バスケットボールコート：1面（練習用 2面）、バレーボールコート：2面、バドミントンコート：4面程度（練習用））
- ・競技の際に怪我のないよう、安全性を考慮する。
- ・観覧のためのスペース（ギャラリー）を確保するよう努める。
- ・体育館の放送室は、体育館・舞台を見渡せ、照明・音響を集中コントロールできるようにし、舞台から容易に行くことのできる位置に設置する。
- ・放送室やギャラリーへの移動の際、昇り降りの安全性を確保する。
- ・災害時や学校開放を考慮し、トイレ、更衣室、シャワー、備蓄倉庫を近くに配置する。
- ・災害時の避難場所となることを考慮し、冷暖房設備を設置する。
- ・災害時に備え、個別にテレビアンテナを設置する。（ケーブルだと切断の恐れあり）
- ・体育館内を完全に遮光できるよう配慮する。

- ・ 出入口は楽器や大人数の児童の出入りを考慮した大きさとする。
- ・ 外部からの出入口を検討する。
- ・ 近隣や他教室に対し、防音対策を講じる。

### ③ プール

- ・ 25m×11～12m (6 コース) = 275～300 m<sup>2</sup> + プールサイド及び収納スペース等を確保する。
- ・ 敷地を有効利用するため、校舎または体育館の上に設置する。
- ・ 目隠しまたは、プール屋根を設置する等、外部からの覗き見防止に配慮する。
- ・ 外から物が投げ込まれることがないように配慮する。
- ・ プール使用期間以外は別の用途（テニスコート、バスケットボールコート、土俵等）で活用することを検討する。
- ・ 水温等を考慮し、午前中に、より日照のある位置とする。
- ・ 排水口の安全対策等、事故防止・安全性の確保を第一に考慮する。
- ・ プールサイドは、児童が並び、準備体操のできるスペースを確保する。
- ・ 日影になる休憩スペースを確保する（太陽の方向に注意する）。
- ・ 必要に応じ、プールサイドの熱対策を実施する。
- ・ 衛生面・維持管理面等に配慮する。
- ・ 清掃用の水栓をプールの周囲に整備する。（2か所程度）
- ・ 機械室は利用及びメンテナンスの容易な位置に設置する。
- ・ 腰洗い槽は整備せず、温水シャワー（縦方向・横方向）を設置する。
- ・ 飛び込み台は設置しない。
- ・ 利用状況に適した広さの更衣室を確保する。
- ・ 近隣や他教室に対する騒音の影響を考慮する。
- ・ 災害時にはプールの水利用を考慮する。

### ④ 外構

- ・ 歩道状空地の整備に努める。
- ・ 児童の作品を展示する等、地域が学校を身近に感じられるよう整備する。
- ・ 災害時に安全かつ確実に避難できるよう校舎周辺を整備する。
- ・ 緊急車両の通行を考え校舎周辺を整備する。
- ・ 歩道上空地は、児童や地域住民が自然に触れることができるようにする。
- ・ 校舎からの見通し及び維持管理を考慮するとともに、現在のプロムナードや遊歩道の考え方を継承し、地域交流の場となるような緑化計画とする。
- ・ ビオトープを設置する。
- ・ 大雨の際の雨水を自校地内で処理できるよう計画する。
- ・ 将来的な道路整備計画等に対応することも踏まえて検討する。

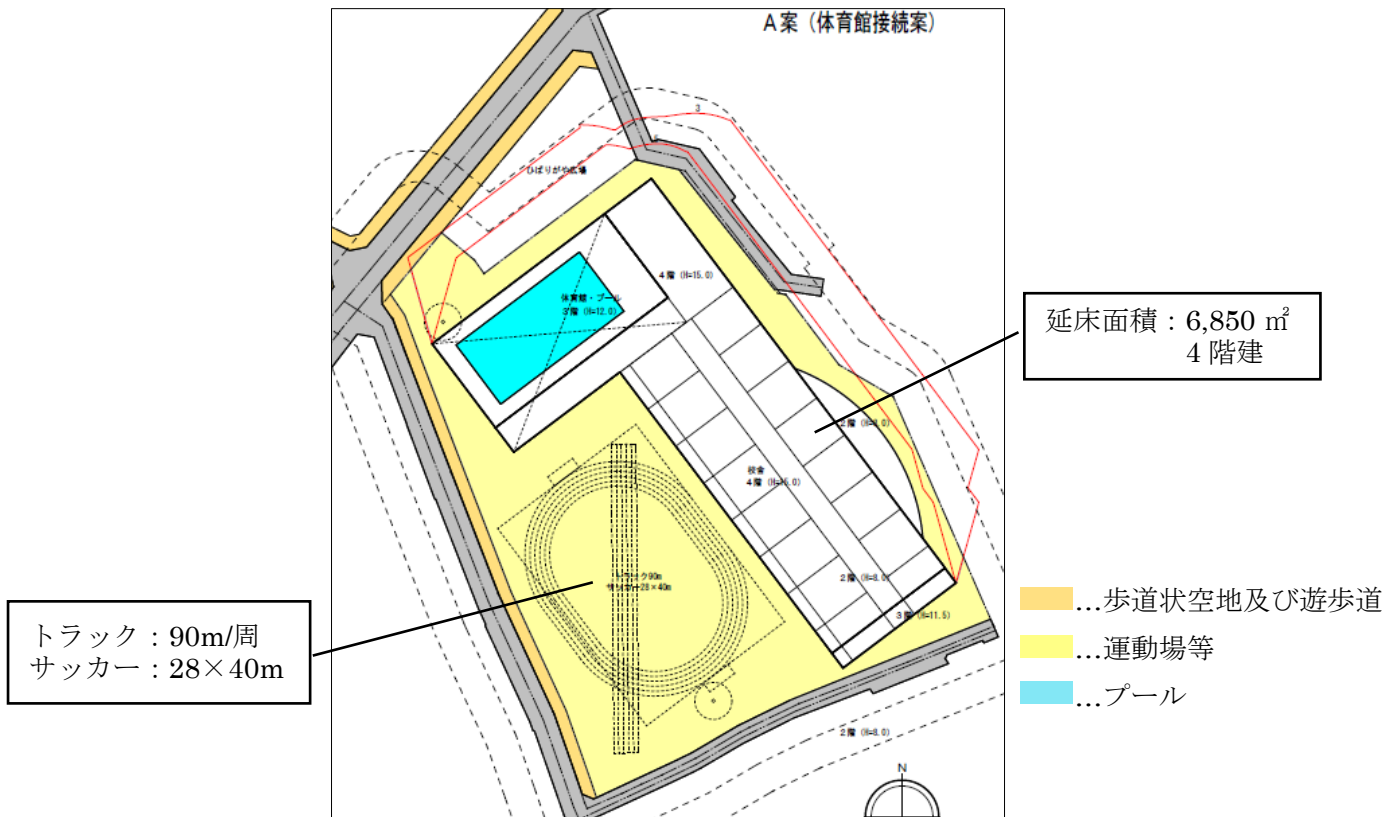
#### 4. 配置計画

『池袋第一小学校建替えに関する提言書』(池袋第一小学校の建替え等を考える会)において、下表 6 つの校舎配置が提案されました。案 A～C は校舎面積を確保したもので、案 H～L は運動場面積及び緑地帯を確保したものです。

なお、この配置案は、ひばりがや広場を学校用地にすることが決定する前に検討したものです。そのため、これら 6 案はあくまで参考であり、最終的なレイアウトについては、日影規制、校地面積拡大分、各校舎配置のメリット・デメリットを考慮したうえで、プロポーザルの提案及び基本設計の中で決定していきます。

	配置案	校舎配置	延床面積	運動場面積		ひばりがや 広場との 一体利用	緊急車両 の運動場 への進入	運動場の 日当たり
				トラック	サッカー コート			
校舎面積 を確保する案	A	運動場とひばりがや広場を体育館で接続する	4 階建 6,850 m <sup>2</sup>	90m/周	28×40= 1,120 m <sup>2</sup>	体育館との 一体利用 ○	×	○
	B	校舎を南側に集約する	4 階建 6,890 m <sup>2</sup>	100m/周	30×43= 1,290 m <sup>2</sup>	運動場との 一体利用 ○	○	×
	C	校舎を北側に集約する	4 階建 6,900 m <sup>2</sup>	95m/周	25×42= 1,050 m <sup>2</sup>	体育館との 一体利用 ○	×	○
運動場面積及び 緑地帯を確保する案	H	運動場とひばりがや広場を体育館で接続する	5 階建 6,800 m <sup>2</sup>	100m/周	30×40= 1,200 m <sup>2</sup>	体育館との 一体利用 ○	×	○
	K	校舎を南側に集約する	5 階建 7,360 m <sup>2</sup>	100m/周	30×40= 1,200 m <sup>2</sup>	運動場との 一体利用 ○	○	×
	L	校舎を現在の配置に 近づける	5 階建 6,640 m <sup>2</sup>	100m/周	30×40= 1,200 m <sup>2</sup>	×	×	○

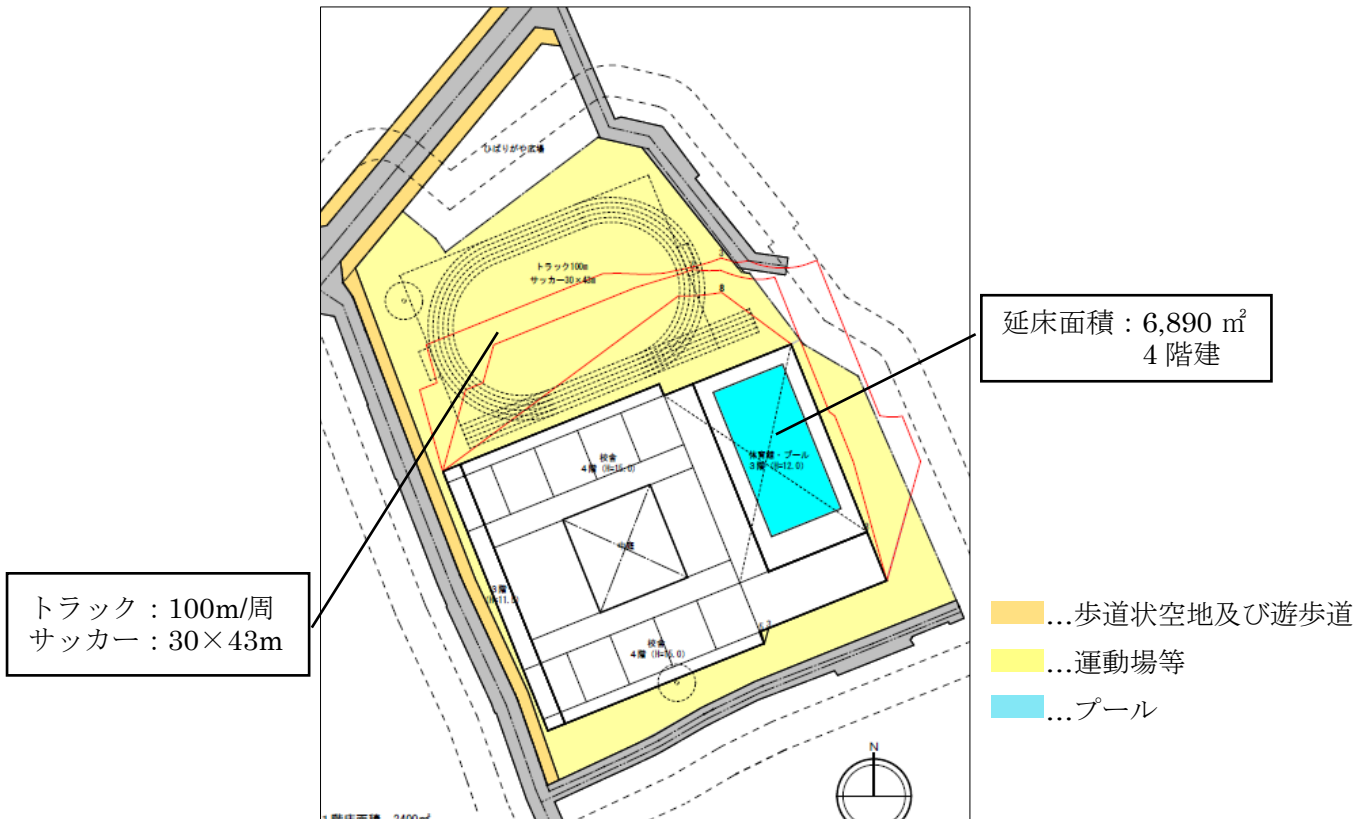
(1) 配置案A (校舎面積を確保する) ・ ・ 運動場とひばりがや広場を体育館で接続する



配置案 の特徴	校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況配置に近い案</li> <li>・ 校舎の採光、日当りはよい (一部はそうでない箇所もある)。</li> </ul>
	運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒマラヤスギを残すことができる。</li> <li>・ 運動場の日当たりがよく、日照時間が長い。</li> </ul>
	地域との つながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひばりがや広場と体育館のつながりがあり、一体利用ができる。</li> </ul>
	災害時利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひばりがや広場と体育館のつながりがあり、一体利用ができる。</li> <li>・ 災害時にも有効である。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在ある遊具 (鉄棒等) を残すと、さらに運動場が狭くなる。</li> <li>・ プロムナードを残すと死角の位置になってしまう。</li> <li>・ 運動会時に保護者席 (観覧スペース) の確保が困難。</li> <li>・ ひばりがや広場と運動場が分断されるため、一時避難場所として使いにくくなる。</li> <li>・ 災害時、現正門位置のままだと、緊急車両が敷地に入りにくい。</li> <li>・ プールに屋根等がないと、周囲の高い建物から見えてしまう。</li> </ul>	

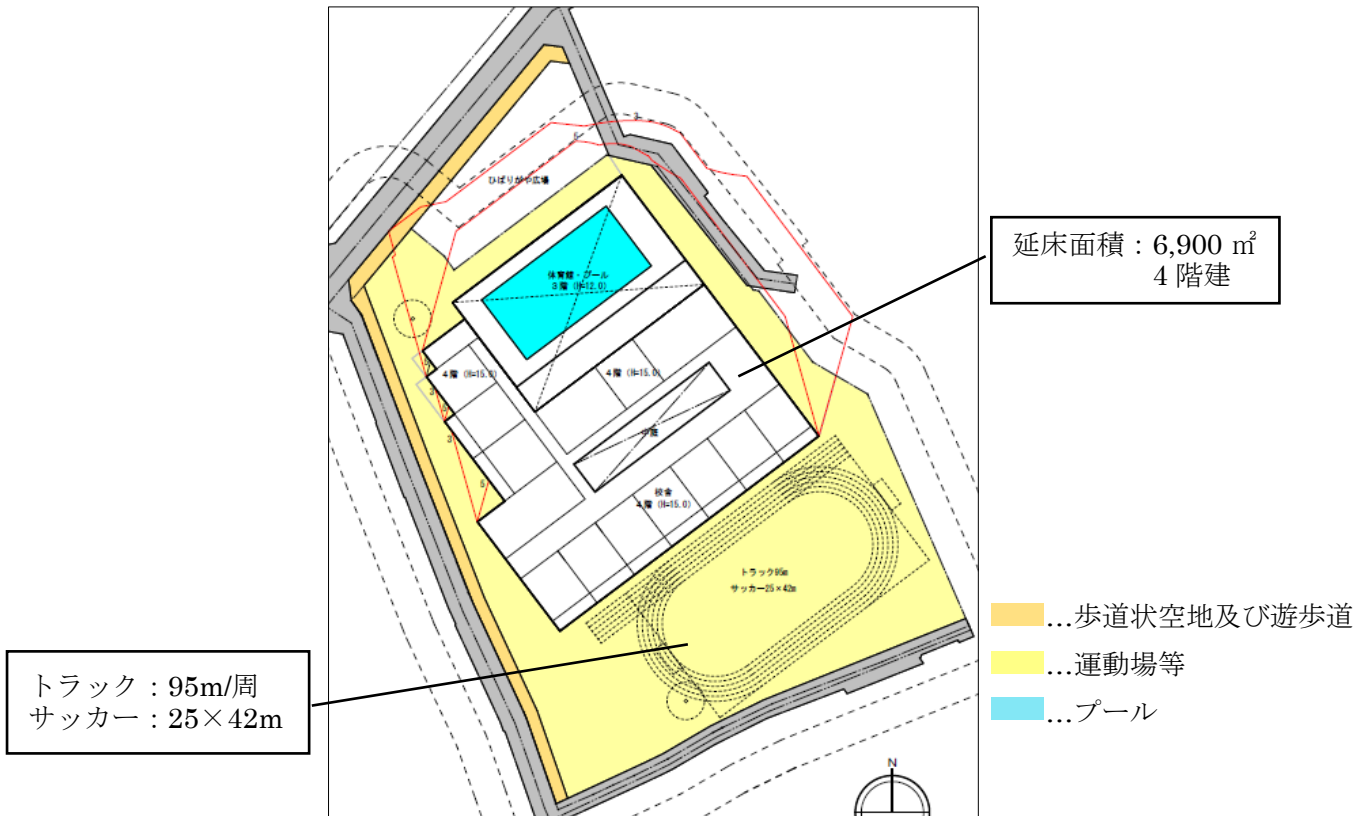


(2) 配置案B (校舎面積を確保する)・・校舎を南側に集約する



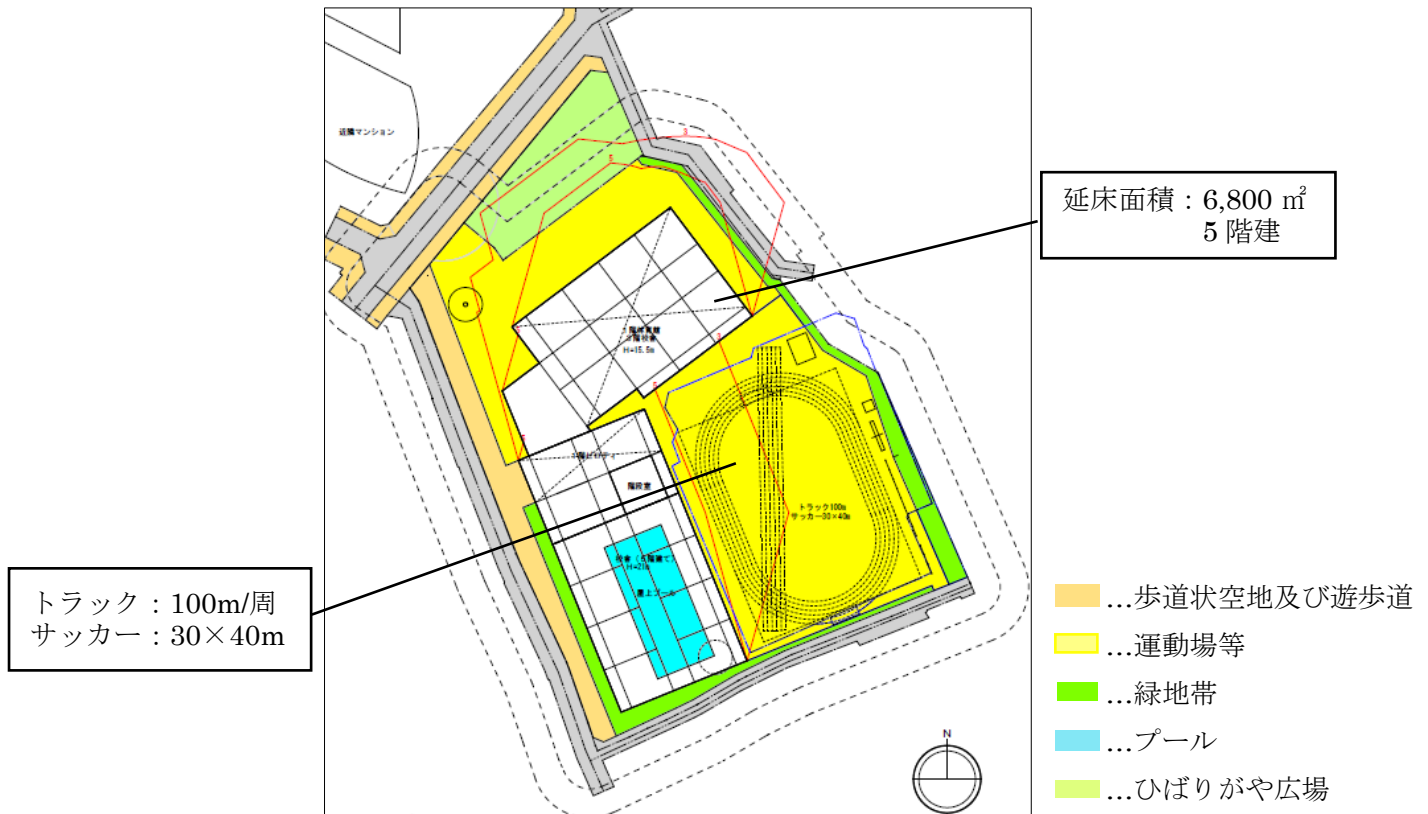
配置案 の特徴	校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中庭があり、明るくなる。</li> <li>・屋上が有効活用できる。</li> <li>・正門が道路に直接面してよい。</li> <li>・動線が短いので、移動に便利。</li> </ul>
	運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひばりがや広場と一体的に運動場が使える。</li> <li>・運動場に日影ができ、夏は涼しい。</li> </ul>
	地域との つながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひばりがや広場側を工夫すれば、運動場とつながりを持たせることができ、開放感がある空間となる。</li> </ul>
	災害時利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時は、ひばりがや広場と一体化しやすい。</li> <li>・緊急車両等の大型車が大通りから直接入れる。</li> </ul>
課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動場が日影になるので、土系舗装の場合、冬や雨天時は使用できないことがある。</li> <li>・教室から運動場が眺められない。</li> <li>・トラックが急カーブになる。</li> <li>・校舎から運動場へ避難しにくい。</li> <li>・プロムナードが体育館の裏になる可能性があり、暗くなってしまう。</li> </ul>

(3) 配置案C (校舎面積を確保する) ・ ・ 校舎を北側に集約する



配置案 の特徴	校舎	・教室の日当たりがよい。児童にとって教室の向き、運動場の配置がよい。
	運動場	・日当たりがよい。
	地域との つながり	・ひばりがや広場と体育館のつながりがあり、平時の地域開放の視点では、一体感がありよい。
	災害時利用	・ひばりがや広場と体育館のつながりがあり、一体利用ができる。
課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動場は、運動会時に保護者席（観覧スペース）の確保が困難。また、遊具、教材園の場所の確保が困難。</li> <li>・体育館と運動場が分離しているため、災害時に使いにくい（運動場と体育館が離れているため、物資運搬が大変）。</li> <li>・校門、昇降口は学校の顔であるが、地域からは見えにくくなってしまう。</li> <li>・プールに屋根等がないと、周囲の高い建物から見えてしまう。</li> </ul>

(4) 配置案H (運動場面積及び緑地帯を確保する) ・ ・ 運動場とひばりがや広場を体育館で接続する



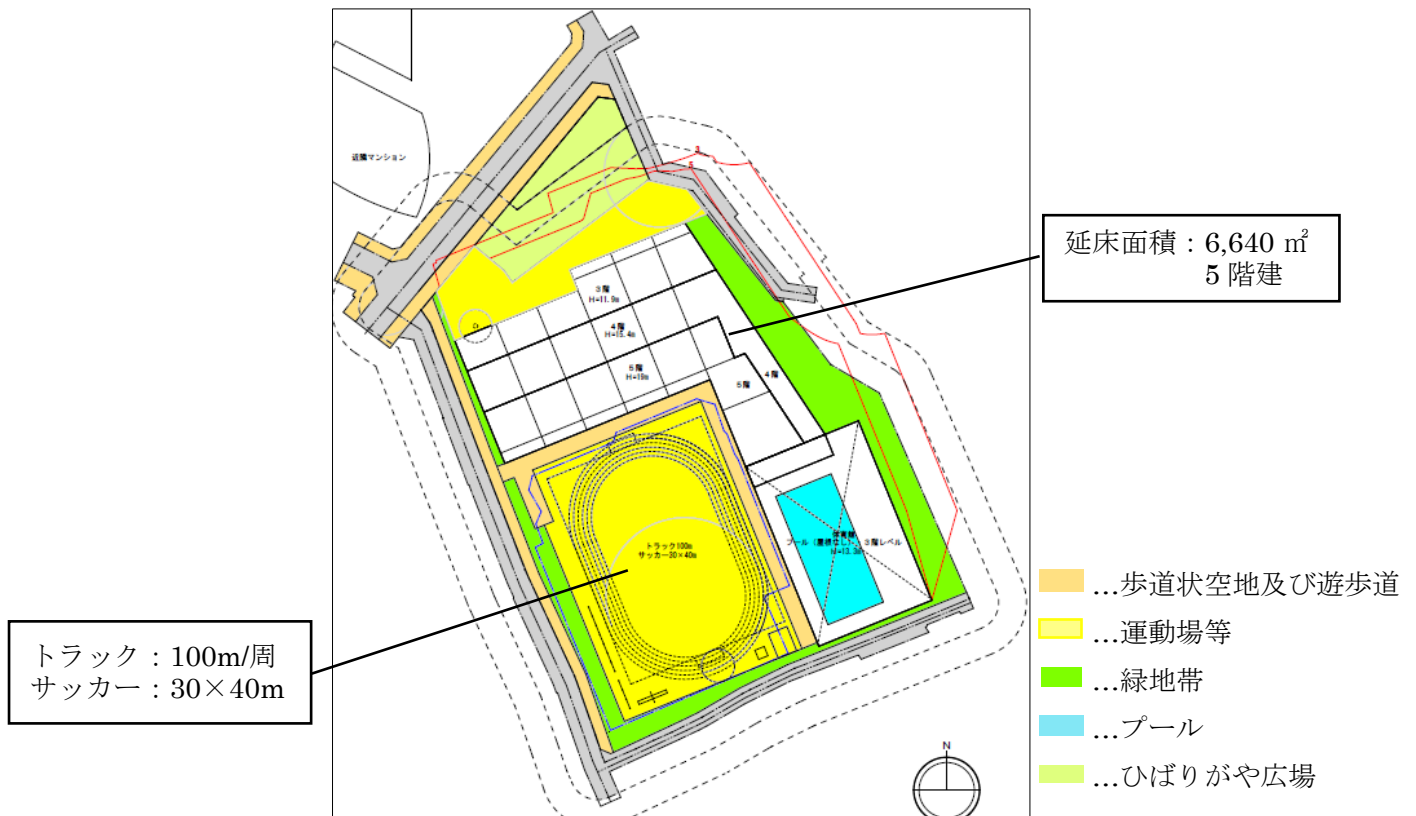
配置案 の特徴	校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正門が道路に直接面してよい。</li> <li>・ 校舎周りの死角が少ない。</li> </ul>
	運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育館と一体的に使える。</li> </ul>
	地域との つながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひばりがや広場と体育館のつながりが地域開放の一体感になる。</li> <li>・ プールが周囲の高い建物から見えにくい。</li> </ul>
	災害時利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひばりがや広場と体育館のつながりがあり、一体利用ができる。災害時にも有効である。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動場へのアクセスが悪く、災害時の避難や防災活動が不便。</li> <li>・ これまでと校舎の配置が大きく変わるので、近隣への影響が変化する。</li> </ul>	

(5) 配置案K (運動場面積及び緑地帯を確保する) ・ ・ 校舎を南側に集約する



配置案 の特徴	校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上が有効活用できる。</li> <li>・正門が道路に直接面してよい。</li> <li>・動線が短いので、移動に便利。</li> </ul>
	運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひばりがや広場と一体的に運動場が使える。</li> <li>・運動場に日影ができ、夏は涼しい</li> </ul>
	地域との つながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひばりがや広場側を工夫すれば、運動場とつながりを持たせることができ、開放感がある空間となる。</li> </ul>
	災害時利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時は、ひばりがや広場と一体化しやすい。</li> <li>・緊急車両等の大型車が大通りから直接入れる。</li> </ul>
課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動場が日影になるので、土系舗装の場合、冬や雨天時は使用できないことがある。</li> <li>・教室から運動場が眺められない。</li> <li>・校舎から運動場へ避難しにくい。</li> <li>・プロムナードが体育館の裏になる可能性があり、暗くなってしまう。</li> <li>・これまでと校舎の配置が大きく変わるので、近隣への影響が変化する。</li> </ul>

(6) 配置案L (運動場面積及び緑地帯を確保する) ・ ・ 現在の配置に近づける



配置案 の特徴	校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況配置に近い案</li> <li>・ 校舎の採光、日当りはよい (一部はそうでない箇所もある)。</li> </ul>
	運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日当たりがよい。</li> <li>・ 体育館と一体的に使える。</li> </ul>
	地域との つながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プールが周囲の高い建物から見えにくい。</li> <li>・ これまでと比較的近い配置のため新たな近隣への影響が少ない。</li> </ul>
	災害時利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時は、体育館と運動場が隣接し、物資の運搬がしやすい。</li> <li>・ 緊急車両等の大型車が大通りから直接入れる。</li> </ul>
課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロムナードを残すと死角の位置になってしまう。</li> <li>・ ひばりがや広場と体育館・運動場が分断されるため、一時避難場所として使いにくくなる。</li> <li>・ 災害時、現正門位置のままだと、緊急車両が敷地に入りにくい。</li> </ul>

5. 今後のスケジュール（予定）

年月	地域説明	池袋第一小学校 建替え工事	旧文成小学校 仮校舎	
平成29年8月		基本構想・ 基本計画策定		
9月				
10月				
11月				
12月				
平成30年1月				
2月		基本設計 及び 実施設計	改修設計	
3月				
4月			↓	↓
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
平成31年1月				
2月			改修工事	
3月				
4月	・地域説明会（基本設計等）			
5月				
6月				
7月			↓	
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
平成32年1月				
2月		↓	仮校舎へ移転 →	
3月	・解体工事説明会			
4月			↓	
5月				
6月				
7月				
8月				
9月			↓	
10月	・建設工事説明会			
11月				
12月				
平成33年1月				
2月		↓	↓	
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
平成34年1月				
2月			← 新校舎へ移転	
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
		新校舎開校		



豊島区立池袋第一小学校  
改築基本構想・基本計画

平成29年9月

豊島区教育委員会

〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1  
豊島区教育委員会事務局 教育部 学校施設課  
電話 03(4566)2789